

○松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱

平成31年4月1日告示第133号

松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪等により被害を被った犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的に、日常生活支援事業を実施するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪行為により死亡又は重傷病等の被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 重傷病等 医師の診断により、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病をいう。
- (5) 特殊清掃 屋内外の汚染除去、血液除去、感染症予防のための消毒など原状回復や原状復旧を行うサービスをいう。

(事業内容)

第3条 市長は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活又は社会生活を回復するために必要な、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 配食サービス助成事業
- (2) 居宅特殊清掃助成事業
- (3) 家事援助助成事業
- (4) 一時保育助成事業
- (5) 転居助成事業
- (6) 家賃助成事業

第4条 削除

(対象者等)

第5条 事業の対象者(以下「利用者」という。)は、犯罪被害者が重傷病等の被害を被った場合にあつては、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、松阪市に住所を有する犯罪被害者又は家族とし、犯罪被害者が死亡した場合にあつては、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、松阪市に住所を有する遺族とし、警察等への照会等により被害事実が客観的に確認でき、かつ市長が

真に必要と認めるものとする。

- 2 助成金の給付の対象となる遺族は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、次の各号のいずれかに該当し、市長が真に必要と認めた者とする。
  - (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者(婚姻の意志及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。))を含む。)
  - (2) 犯罪被害者の収入によって、生計を維持していた世帯における、当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
  - (3) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 3 犯罪被害者の死亡当時胎児であった子が、その後出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡当時当該犯罪被害者の収入によって、生計を維持していた場合にあつては、同項第2号に掲げるものと、その他の場合にあつては、同項第3号に掲げるものとみなす。
- 4 助成の給付を受ける遺族の順位は、第2項第1号から第3号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位とする。この場合において、父母については、養父母が実父母に優先するものとする。ただし、第1順位遺族が当該事業の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は、当該事業の申請をすることができない。

(配食サービス助成事業)

第6条 市長は、犯罪被害者等の自宅等への食事を配達する際の費用の一部として、配食サービス助成(以下「配食助成」という。)を次の内容により行うものとする。

- (1) 配食助成は、毎日1回とし、1回当たりの費用は、配達料を含み1,000円(税込)を上限とする。
- (2) 配食助成利用期間は、原則30日以内とする。ただし、特段の事情が生じた場合はこの限りでない。
- (3) 助成を受けることができる配食サービス費用は、犯罪行為が行われた日から6か月以内に要した費用に限る。

(居宅特殊清掃助成事業)

第7条 市長は、犯罪被害現場となった居室等の特殊清掃を行う際の費用の一部として、居宅特殊清掃助成(以下「清掃助成」という。)を行うものとする。

- (1) 清掃助成の対象となる費用は、400,000円(税込)を上限とする。
  - (2) 清掃助成を受けることができる居宅特殊清掃費用は、警察機関が行う捜査上、犯罪現場の保存の必要性を欠くようになってから30日以内に要した費用に限る。
- 2 清掃助成の対象となる居室等は、次に掲げるものとする。
- (1) 犯罪被害現場となった対象者の住居が松阪市内にあり、生活の本拠地と認められる場所であること。
  - (2) 清掃助成の対象となる居室は、原則1室とする。ただし、清掃箇所が複数に渡る場合は、清掃助成費用の上限の範囲内で対応することができるものとする。

(3) 持家又は借家の別は問わない。

(家事援助助成事業)

第8条 市長は、犯罪被害者等が次に掲げる家事援助を事業者から受けるために要する費用の一部として、家事援助の助成(以下「家事援助助成」という。)を行うものとする。

- (1) 調理
- (2) 洗濯
- (3) 住居の掃除及び整理整頓
- (4) 生活必需品の買物
- (5) 通院等の介助
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項各号に掲げる家事援助助成は、家事援助に係るサービスを提供する事業者が派遣するヘルパー等により、犯罪被害者等の居宅において実施されるものとする。ただし、前項第4号及び第5号に掲げる家事援助に係る家事援助助成については、この限りでない。

3 家事援助助成の額は、第1項に規定する費用の総額とし、1時間当たり3,000円(税込)を限度とする。

4 家事援助助成は、1時間を単位とし、当該時間の合計は30時間以内とする。この場合において、1時間に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 助成を受けることができる家事援助費用は、犯罪行為が行われた日から、6か月以内に要した費用に限る。

(一時保育助成事業)

第9条 市長は、犯罪被害者等が一時保育の利用に要する費用の一部として、一時保育助成(以下「一時保育助成」という。)を行うものとする。

2 一時保育助成の対象となる費用は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項の子育て短期支援事業、同条第7項の一時預かり事業又は同条第14項の子育て援助活動支援事業の利用に要した費用とする。

3 一時保育助成の額は、前項に規定する費用のうち、1日当たり3,000円(税込)を限度とし、5日以内の利用とする。

4 助成を受けることができる一時保育費用は、犯罪行為が行われた日から6か月以内に要した費用に限る。

(転居助成事業)

第10条 市長は、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、転居するために要した費用の一部として、転居助成を行うものとする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪行為にあったために、当該住居に居住し続けることが困難になったとき。

(2) 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく破損したために居住できなくなったとき。

(3) 二次被害(犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、周囲の偏見や心な

い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を生業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失等の被害をいう。）を受けたとき、又は再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。）を受ける可能性のあるとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 転居助成の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 家具等の搬送に要する費用及び荷造り等の費用

(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料

(3) その他市長が必要と認め費用

3 転居助成は、一の犯罪行為について、200,000円(税込)を限度額とし、転居費用の合計額に相当する額とする。

4 助成の対象となる費用は、犯罪行為が行われた日以後、最初の転居に要した費用であって、同日から1年以内に要した費用に限る。

(家賃助成事業)

第11条 市長は、前条第1項のいずれかに該当するときは、犯罪被害者等が犯罪行為に起因して転居した場合の新たな住居の家賃の一部として、家賃助成を次の内容により行うものとする。

2 家賃助成の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 家賃助成は、1か月当たりの家賃の月額額の2分の1に相当する額で、30,000円(税込)を限度とし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

(2) 助成を受けることができる家賃は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から18か月以内、かつ、同日以後最初に転居した賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、当該入居した日の属する月)から6か月以内に発生した家賃(犯罪被害者等が居住する住宅に係る賃料、使用料その他居住の対価として家主に支払う金銭をいい、その後、別の賃貸住宅に転居した場合にあっては、当該転居後に居住する住宅に係るこれらの金銭を含む。以下同じ。)とする。ただし、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日前から居住している賃貸住宅から転居することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、同日から18か月以内、かつ、これを認めた日の属する月の翌日(その日が月の初日である場合は、当該認めた日の属する月)から6か月以内に発生した家賃とする。

(申請)

第12条 利用者は、犯罪被害者等日常生活支援事業助成申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長はこれらの書類について、証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害申告書(様式第2号)

- (2) 助成の対象となる費用の支払を証明する領収書の写し又はこれに準ずる書類
- (3) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、松阪市に住所を有する者であることを証明できる書類。ただし、松阪市の住民基本台帳に記録されていないことについて、やむを得ない事情があると市長が認めた者にあつては、その事情を証明することができる書類
- (4) 犯罪被害にあつた事実を証明することができる書類
- (5) 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書類

ア 犯罪被害者が申請する場合 次に掲げる書類

(ア) 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が重傷病等に該当することが証明できる医師の診断書その他の書類。診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が明記されていること。

(イ) その他市長が必要と認める書類

イ 遺族が申請する場合 次に掲げる書類

(ア) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(イ) 申請者の氏名及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(ウ) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類(婚姻(パートナーシップの関係)の意志を確認できる書類、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、住民票の写し等)

(エ) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(オ) 申請者が犯罪被害者の収入により生計を維持していたときは、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者の収入によって、生計を維持していた事実を認めることができる書類

(カ) 助成を受けるべき遺族が2人以上ある場合にあつては、犯罪被害者等日常生活支援事業助成代表者申出書(様式第3号)

(キ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請を行うべき者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により、犯罪被害者等日常生活支援事業助成の申請ができない場合は、当該申請を行うべき者の法定代理人がこれを行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明する書類を提示しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、第6条、第8条及び第9条の規定による助成にあつては、犯罪被害が行われた日から起算して1年を経過する日までに、第7条、第10条及び前条の規定による助成にあつては、犯罪被害が行われた日から起算して2年を経過する日までに行わなければならない。ただし、その期間内に申請しなかつたことについて、

やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに審査し、助成することを決定した場合は、犯罪被害者等日常生活支援事業助成決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するとともに当該決定に係る助成を行い、助成しないことを決定した場合は、犯罪被害者等日常生活支援事業不支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 支給の決定にあたっては、市長は必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

(助成の制限)

第14条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、犯罪被害者等に対する助成を制限することができる。

(1) 市の他の施策により、助成金の支給対象となる費用の全部又は一部について、支給が行われたとき。

(2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発し、又は容認したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者等にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団員又は暴力団、暴力団員等に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、助成を受けることが社会通念上適切でない認められるとき。

(決定の取消し及び費用の返還)

第15条 市長は、第13条の規定に基づく助成の決定を受けた者が、当該決定対象者に該当しなくなった場合、不正な手続により当該決定を受けた場合又は前条の規定により犯罪被害者等に対する助成を制限することとしたときは、当該決定を取り消すものとし、当該助成に要した額の範囲内において費用の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第12条関係)

犯罪被害者等日常生活支援事業助成申請書  
(配食サービス・居宅特殊清掃・家事援助・一時保育・転居・家賃)

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日生  
電 話

日常生活支援等(配食サービス・居宅特殊清掃・家事援助・一時保育・転居・家賃)の助成を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日及び場所

年月日 年 月 日

場 所

2 犯罪被害者の住所及び氏名

住 所

氏 名

3 犯罪被害者の状態(死亡、重傷、負傷、疾病、又は障がい等の状態)

4 犯罪被害者と加害者との親族関係

なし あり ( )

5 確約事項

松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業助成の申請に当たり、次の事項について確約します。

(1) 当該犯罪被害者等は、犯罪行為を誘発したり容認する等、当該犯罪被害につき、犯罪被害者等の責めに帰すべき行為はありません。

(2) 当該犯罪被害者等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団員又は暴力団、暴力団員等に協力し、若しくは関与する等の密接な関係を有するものではありません。

(3) 助成を受けた後に松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱第14条に該当することが判明し、助成の取消しを受けたときは、当該助成により支給された助成金を速やかに返還いたします。

## 6 代理申請

代理申請理由

[ ]

法定代理人 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日生  
電 話

## 7 助成金の振込先

申請金額	円
助成の種類	<input type="checkbox"/> 配食サービス <input type="checkbox"/> 居宅特殊清掃 <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 家賃
希望する受取方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 名義人氏名： 金融機関名：            銀行            支店・出張所 <input type="checkbox"/> 座番号： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 市役所窓口での受領

※該当する項目の□にレ点を付けてください。



添付書類

(共通)

- 犯罪被害申告書（様式第2号）
  - 助成の対象となる費用の支払を証明する領収書の写し又はこれに準ずる書類
  - 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、松阪市に住所を有する者であることを証明できる書類。ただし、松阪市の住民基本台帳に記録されていないことについて、やむを得ない事情があると市長が認めた者にあつては、その事情を証明することができる書類
  - 犯罪被害にあった事実を証明することができる書類
- (1) 犯罪被害者が申請する場合
- 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が重傷病等に該当することが証明できる医師の診断書その他の書類。診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が明記されていること
  - その他市長が必要と認める書類
- (2) 遺族が申請する場合
- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
  - 申請者の氏名及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
  - 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類（婚姻（パートナーシップの関係）の意志を確認できる書類、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、住民票の写し等）
  - 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
  - 申請者が犯罪被害者の収入により生計を維持していたときは、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者の収入によって、生計を維持していた事実を認めることができる書類
  - 助成を受けるべき遺族が2人以上ある場合にあつては、犯罪被害者等日常生活支援事業助成代表者申出書（様式第3号）
  - その他市長が必要と認める書類

※ 添付した書類の口にレ点を付けてください。

※ 法定代理人による申請を行う場合は、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

様式第2号(第12条関係)

犯 罪 被 害 申 告 書

年 月 日

1 犯罪被害者

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

2 加害者（判明している場合のみ記載）

住 所

氏 名

（ 歳）

3 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日及び場所

年月日

年

月

日

場 所

4 被害の状況（警察に届け出た内容等）

5 犯罪被害に係る罪名（判明している場合のみ記載）

6 事件捜査担当警察署

都道府県

警察署

7 情報提供の同意

私（申告者）は、犯罪被害者等日常生活支援事業助成に必要な限度において、市職員が、警察等関係機関の保有する情報について調査することに同意します。

申告者

住 所

氏 名

電 話

様式第3号(第12条関係)

年 月 日

(宛先) 松阪市長

代表者 住 所  
氏 名  
犯罪被害者との続柄 ( )  
電 話

犯罪被害者等日常生活支援事業助成代表者申出書

私は、犯罪被害者等日常生活支援事業助成を受けるべき遺族を代表し、犯罪被害者等日常生活支援事業助成を受ける者に指定されたので申し出ます。

なお、この申出後に、新たに犯罪被害者等日常生活支援事業助成を受けるべき遺族となる者が判明した場合には、代表者の責任において解決いたします。

記

私（私たち）は、上記代表者が犯罪被害者等日常生活支援事業助成を受ける者となることに同意します。

犯罪被害者等日常生活支援事業助成を受けるべき遺族（上記代表者を除く。）の署名	犯罪被害者との続柄	住 所	電 話

犯罪被害者等日常生活支援事業助成を受けるべき者のうち、次の者については、署名することができないので、その理由（未成年者、所在不明等）を申し出ます。

署名することができない者の氏名	犯罪被害者との続柄	署名することができない理由

様

松阪市長

犯罪被害者等日常生活支援事業助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等日常生活支援事業助成について、次のとおり決定しましたので、松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱第13条の規定により下記のとおり通知します。

記

助成の種類及び額	配 食 サ ー ビ ス	円
	居 宅 特 殊 清 掃	円
	家 事 援 助	円
	一 時 保 育	円
	転 居	円
	家 賃	円
	合 計	円

※偽りその他不正の手段により助成を受けた場合又は助成を受ける資格がないと判断した場合は、当該助成により支給した助成金の返還を求めることがあります。

様式第5号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

松阪市長

犯罪被害者等日常生活支援事業不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業にかかる助成申請につきまして、次の理由により、助成しないことに決定したので通知します。

理由